

第 1 号様式 (第 9 条関係)

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 4 年度	次回見直し予定	令和 7 年度
条 例 名		神奈川県観光振興条例			
条 例 番 号		平成 21 年神奈川県条例第 73 号	法 規 集	第 10 編第 5 章	
所 管 室 課		国際文化観光局観光課			
条 例 の 概 要		この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。			
検	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	<p>新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済を活性化させるには、裾野が広い観光産業を盛り上げていくことが求められている中、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、観光客の増加と観光消費額の増大により、県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする本条例は、現在でも必要な条例である。</p> <p>一方、「神奈川県観光振興重点期間」については、観光振興は年間を通じて行う流れがあることや、戦略的な観光需要の分散化が重要となるなかで、必要性を見直す必要がある。</p>			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	<p>本条例第 15 条に基づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光振興計画を定めている。当該計画には観光消費総額、入込観光客数等を数値目標として掲げているが、当該計画に沿った施策の実施等によって令和元年には観光消費総額が過去最高となるなど成果を上げており、有効に機能している。</p>			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	<p>本条例第 15 条に基づき観光振興計画を定め、観光審議会や広く県民等から意見を聴いた上で計画的に推進している。</p> <p>また、当該計画に沿った施策の実施結果について、観光審議会の評価を受けるなど検証しており、効率的に推進している。</p>			
討	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	<p>「かながわグランドデザイン」のプロジェクトの柱Ⅱ「経済のエンジン」の中に「観光」が掲げられるとともに、本条例に基づく施策は、同グランドデザインの主要施策の政策分野Ⅲ「産業・労働」の施策体系に位置づけられており、基本方針に適合している。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客が訪れる観光地を選択する基準として、「安心であること」が求められるようになってきていることから、同グランドデザインにおいて「安全・安心の確保に向けた取組みを充実」することとしていることも踏まえ、条例において「安心」の観点について理念規定や施策規定に盛り込む必要がある。</p>			

	<p>適法性 憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。</p>	
	<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。</p>	<p>理由等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響やその他観光をめぐる環境の変化を踏まえ、現行条例の一部について必要性及び基本方針適合性における課題が見受けられるため。</p>	